

# 建築物飲料水水質検査業登録基準

## 1 物的要件

次の機械器具及び検査室を所有していること。

機 械 器 具	検 査 室
(1) 高圧蒸気滅菌器及び恒温器 (2) フレームレス原子吸光度計又は誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置 (3) イオンクロマトグラフ (4) 乾燥器 (5) 全有機炭素定量装置 (6) pH計 (7) 分光光度計又は光電光度計 (8) ガスクロマトグラフ質量分析計 (9) 電子天びん又は化学天びん	<b>水質検査を適確に行うことのできる検査室</b> (1) 実験台、流し台、作業台、測定台、薬品戸棚等の配置が水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。 (2) 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。 (3) ドラフトチャンバーが設置されていること。 (4) 必要な換気扇、水栓、ガス栓、コンセントが設けられていること。 (5) 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区画されていることが望ましいこと。 (6) 天びん台など必要な部分に防震装置が施されていること。

(注) 物的要件は、営業所ごとに常備されていること。また、原則として借り入れは認められません。

同一の機械器具及び検査室で、2か所以上の営業所の登録を受けることはできません（共用できません）。

## 2 人的要件

水質検査を行う者は「水質検査実施者」であること。（次ページ参照）

「水質検査実施者」は、他の登録営業所の同検査実施者として登録はできません（兼任できません。）。また、他の登録業種（清掃業、空気環境測定業、空気調和用ダクト清掃業、飲料水貯水槽清掃業、排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業）の有資格者としての登録もできません（兼任できません。）。さらに、特定建築物に選任される建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者）との兼任も認められていません。

## 3 その他の要件

水質検査及び機械器具その他設備の維持管理の方法が基準に適合していること。

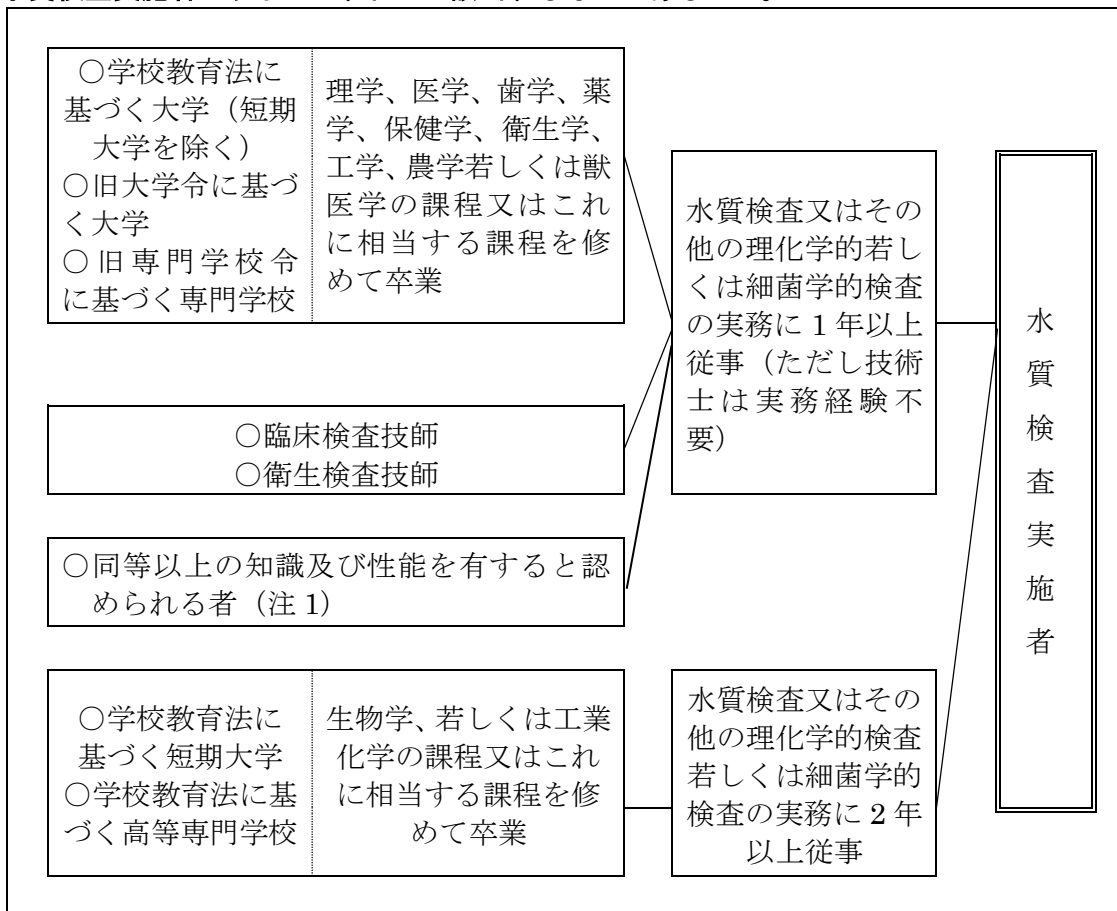
水質検査方法や機械器具等の維持管理方法が厚生労働省告示第117号に示す項目にすべて合致している必要があります。告示の内容を十分に把握した上で標準的な作業実施方法等を作成し、申請時に提出していただきます。

### 相 談 ・ 申 請 窓 口

受付時間 相談 平日 9時～17時  
申請 平日 9時～16時

名 称	所 在 地	電 話
東京都健康安全研究センター 広域監視部建築物監視指導課 建築物衛生担当	新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館 2階	03(5937)1058 (ダイヤル)

**水質検査実施者は以下のいずれかに該当するものであること。**



（注1）「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」に該当するのは、次のいずれかの場合です。

- （1）技術士（衛生工学部門又は水道部門に限る）
- （2）旧朝鮮教育令（昭和31年3月勅令第103号）、旧台湾教育令（大正11年3月勅令第20号）、在関東州及び満州国帝国臣民教育令（昭和18年3月勅令第213号）又は大正10年勅令第328号に基づく大学又は専門学校において理学、医学、歯学、薬学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- （3）旧専門学校卒業程度検定規定（昭和18年文部省令第46号）による専門学校卒業程度検定試験（理学、医学、歯学、薬学、工学、農学、獣医学又はこれに相当する学科に係るものに限る）に合格した者

※学校教育法に基づく高等学校卒、一般の専門学校卒では水質検査実施者として登録できません。